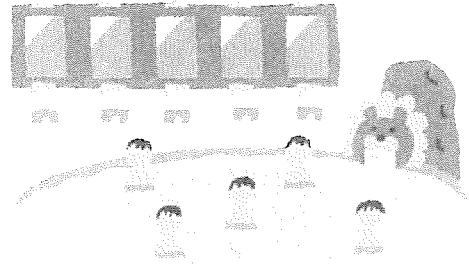


県の旅館業法施行条例・細則と 公衆浴場法施行条例・細則を (令和3年7月1日施行) 改正しました

なぜ改正するの？

レジオネラ症の発生件数が全国的に増加し続けていることから、国が調査研究を実施するなどして必要な対策について最新の知見等が得られたことを踏まえ、国が定める要領等が改正されました。これを受けて、本県の条例及び細則を改正しました。

※宮崎市内の施設には宮崎市の条例等が適用されます。
詳しくは、宮崎市保健所にご確認ください。



どう変わるの？

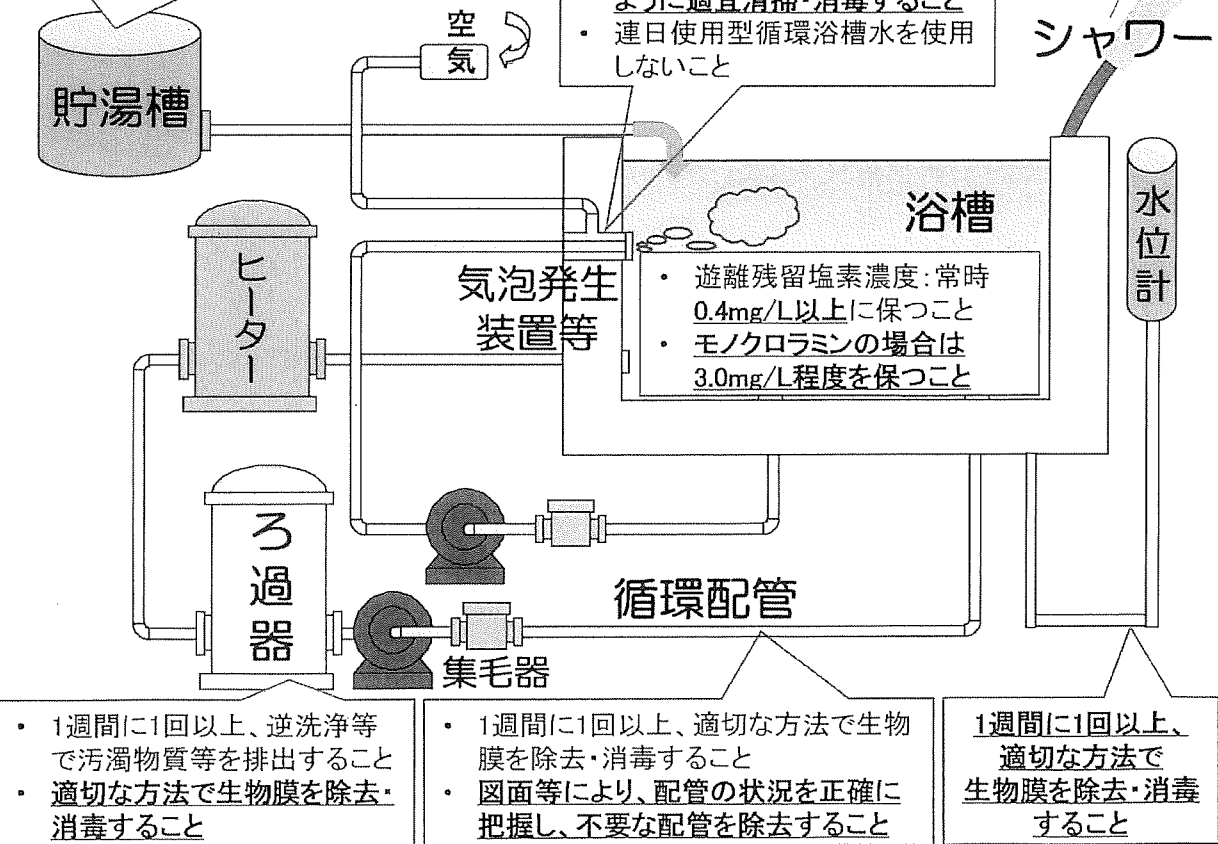
主な改正内容は、以下のとおりです。(下線部が今回変更又は追加された内容です。)

- 定期的**に**生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃・消毒すること
- 清掃及び消毒時には必要に応じて貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること

- 1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること
- シャワーヘッドとホースは、1年に1回以上、内部の汚れとスケールを洗浄・消毒すること

- 内部に生物膜が形成されないように適宜清掃・消毒すること
- 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと

- 遊離残留塩素濃度: 常時 0.4mg/L以上に保つこと
- モノクロミンの場合は 3.0mg/L程度を保つこと



- 1週間に1回以上、逆洗浄等で汚濁物質等を排出すること
- 適切な方法で生物膜を除去・消毒すること

- 1週間に1回以上、適切な方法で生物膜を除去・消毒すること
- 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること

- 1週間に1回以上、適切な方法で生物膜を除去・消毒すること

その他、詳細な内容は県庁ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eiseikanri/kenko/ese/20210322093049.html>

245-1127
令和3年4月21日

県内レジオネラ属菌検査機関各位

宮崎県福祉保健部長
(公印省略)

旅館業法施行条例等及び公衆浴場法施行条例等の一部改正について(通知)

日頃から、本県の生活衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、旅館業法施行条例等及び公衆浴場法施行条例等の一部を別添のとおり改正し、同規則の一部を除いて令和3年7月1日から施行することとしたので通知します。
つきましては、内容について御承知おきいただきますようお願いいたします。

(添付文書)

- 1 旅館業法施行条例等及び公衆浴場法施行条例等の一部改正について(別紙)
- 2 新旧対照表
- 3 県の旅館業法施行条例・細則と公衆浴場法施行条例・細則を改正しました(チラシ)

(文書取扱 衛生環境課)

担 当：環境水道担当 佐藤
電 話：0985-44-2628
F A X：0985-26-7347
E-mail：eiseikanri@pref.miyazaki.lg.jp